

回覧

5 産経号 外
令和5年6月 1日

村内農業従事者 各位

産業経済課

令和5年度経営所得安定対策事業（産地交付金）及び
農業振興事業（生産調整振興事業）補助金について（通知）

令和5年度補助金について、下記のとおり助成を検討しております。

記

1. 経営所得安定対策事業（産地交付金）

水田を下表用途に転作した農地に対し、補助金を交付します。（各種要件あり）

用途	助成対象面積（a）	単価（円/10a）	予定交付額（円）
①ハトムギ推進助成	300	14,000	420,000
②振興作物助成A	850	13,000	1,105,000
③振興作物助成B	185	8,000	148,000
④飼料用米推進助成	4,500	3,000	1,350,000
⑤大豆推進助成	800	7,000	560,000
⑥そば推進助成	400	7,000	280,000
⑦わら利用（耕畜連携）	3,500	1,860	651,000
合計			4,514,000

※（注意事項）現在、協議中のため、今後変更になる可能性があります。

令和5年度産地交付金協議会内報額 4,514,000円

助成対象面積は昨年度の実績および要件変更を考慮したものであり、今年度の実施面積によっては単価を調整する場合があります。なお、①ハトムギ推進助成につきましては、余剰在庫数量の動向を勘案し、当面、助成対象面積を縮小することとします。また、④飼料用米について、令和5年度においては、複数年契約による追加助成がなくなりましたのでご了承下さい。

②振興作物助成Aの対象作物

トマト（ミニトマト、加工品含む）、きゅうり、ブロッコリー、ねぎ（こねぎ含む）
にら、ほうれんそう、キャベツ、玉ねぎ

③振興作物助成Bの対象作物

かぼちゃ、こまつな、さやいんげん、スナックエンドウ、ツルムラサキ、
しゅんぎく、パセリ

④飼料用米推進助成、⑤大豆推進助成においては、1.7ha以上作付けを行い、
うち70%の団地化に取り組むこと。

⑥そば推進助成においては、1.0ha以上作付けを行い、うち50%の団地化に取り組むこと。（その他要件あり）

団地化とは、2筆以上の農地がまとまりを構成し、一連の農作業を継続するのに支障がないものとして、以下のいずれかに該当する場合。

- (1) 2筆以上の農地が畦畔で接続しているもの
- (2) 2筆以上の農地が農道又は水路を挟んで接続しているもの
- (3) 段状をなしている2筆以上の農地の高低の差が農作業の継続に影響しないもの
- (4) 2筆以上の農地が該当農地の耕作者の宅地に接続しているもの

※ただし、河川等をはさみ、農作業の継続に支障があるものは対象外とする

2. 農業振興事業（生産調整振興事業）

泉崎村内農業者が泉崎村内農地に作付する際、下表のとおり交付します。

作物名	単価（円/10a）	昨年度作付面積（a）	予定交付額（円）
ハトムギ（田・畑） （一般）	20,000	704.37	1,408,740
ハトムギ（田・畑） （法人）	10,000	657.69	657,690
そば（田）	10,000	236.20	236,200
そば（畑）	7,000	2428.31	1,699,817
大豆（田）	10,000	888.80	888,800
大豆（畑）	7,000	202.66	141,862
ブロッコリー（田）	5,000	133.36	66,680
飼料作物（WCS）	5,000	632.30	316,150
きゅうり（田）	5,000	148.64	74,320
トマト（田）	5,000	232.12	116,060
自然薯（畑）	20,000	3.00	6,000
飼料用米（田）	5,000	7999.00	3,999,500
		合計	9,611,836

※ 現在協議中のため、今後変更になる可能性があります。

※ 令和2年度より、法人につきましては、ハトムギに限り助成単価を2分の1以内とする改定が行われました。

※ ハトムギにつきましては、余剰在庫削減のため、全国的に生産抑制の傾向にあることから、本村におきましても法人以外の作付けにつきましては当面抑制することとし、余剰在庫数量が改善された際には、ハトムギ作付けの推進を再開していくこととします。

重要なお知らせ

福島県版

畑作物の直接支払交付金を申請する皆様方へ

面積払は、対象畑作物の生産・販売することを前提に営農継続のために先払いするもので、単に対象畑作物を作付ければ交付されるものではありません。

その年の対象作物の単収が「地域(市町村別等)の基準単収」を大きく下回った(2分の1未満)場合、低単収となった「理由書」とその証拠書類の提出が必要となります。

ゲタ対策に加入される方は、自然災害等の不測の事態に備え、原則、数量払と面積払の両方を申請してください。

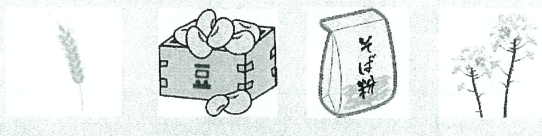
なお、自然災害等により、減収又は収穫皆無となった場合、自己の判断ですき込み等を行わず、速やかに最寄りの地域農業再生協議会へ申し出てください。

適切な生産が行われていたことが分かる証拠書類は、理由書の提出時に必要となりますので、適切に保存してください。

- 作業日誌、種子・肥料の購入伝票等
- 被害状況がわかる書類等

- (1) 地域の基準単収を大きく下回ることになった要因を裏付ける書類(農作物共済の支払書類等)
- (2) 被害状況や対策及び改善措置を施したことが分かるほ場の写真等

※写真の場合、撮影年月日等のわかるものが望ましいです。



！ 自然災害等の合理的な理由として認められないケース

※合理的な理由が確認できない場合、面積払交付金は返還又は不交付となります。

- ◆ 近傍のほ場において同じ自然災害による被害がない
- ◆ 適期作業(排水対策がなされず湿害が発生・雑草の繁茂等)、防除がされていない
- ◆ ほ場条件の制約がある場合、これに対応した対策を講じていない
- ◆ 上記の対策を講じても、基準単収と同程度の単収を得ることが明らかに困難なほ場での栽培
- ◆ 国や地域農業再生協議会等から栽培管理見直し等の改善指導を受けていたにもかかわらず、改善措置がなされていない
- ◆ 管理不十分のため収穫物を毀損させ販売できない

【お問い合わせ先】

ご不明な点等がありましたら、下記までお問い合わせください。

東北農政局福島県拠点

地方参事官室(経営所得担当)

電話024-534-4157 FAX024-534-5253



市町村別等の基準単収は裏面をご確認ください。

右のページ

畑作物の直接支払交付金における市町村別等の基準単収(令和5年産)

【福島県】

(単位:kg/10a)

市町村名	小麦(秋まき)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね
	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収	基準単収
福島市	195		261		113	50	38
会津若松市	223		261		163	38	38
郡山市	212		261		104	34	38
いわき市	143		261		128	23	38
白河市	278		261		132	44	69
須賀川市	223		261		107	41	24
喜多方市	125		261		111	47	38
相馬市	380		261		141	48	38
二本松市	214		261		91	42	38
田村市	205		261		101	52	38
南相馬市	398		261		114	48	44
伊達市	223		261		101	48	38
本宮市	301		261		91	48	38
桑折町	128		261		82	45	38
国見町	223		261		114	48	38
川俣町	223		261		95	48	38
大玉村	223		261		107	43	38
鏡石町	223		261		95	48	54
天栄村	223		261		104	25	38
下郷町	223		261		98	54	38
檜枝岐村	223		261		124	48	38
只見町	223		261		104	52	38
南会津町	223		261		112	57	38
北塩原村	223		261		99	38	38
西会津町	223		261		98	60	38
磐梯町	223		261		99	56	38
猪苗代町	223		261		148	47	38
会津坂下町	92		261		109	54	38
湯川村	223		261		112	31	38
柳津町	223		261		101	69	23
三島町	223		261		96	53	38
金山町	223		261		91	53	38
昭和村	223		261		94	51	38
会津美里町	65		261		100	55	49
西郷村	223		261		99	69	38
泉崎村	223		261		151	70	38
中島村	223		261		149	48	38
矢吹町	223		261		159	58	38
棚倉町	223		261		106	29	38
矢祭町	223		261		101	44	38
塙町	223		261		88	48	38
鮫川村	155		261		110	48	38
石川町	190		261		125	67	38
玉川村	223		261		129	48	38
平田村	223		261		110	55	38
浅川町	223		261		115	48	38
古殿町	112		261		114	42	38
三春町	223		261		76	48	38
小野町	223		261		99	39	38
広野町	223		261		124	48	38
楡葉町	223		261		124	48	38
富岡町	223		261		124	48	38
川内村	223		261		124	19	38
大熊町	223		261		124	48	38
双葉町	223		261		124	48	38
浪江町	223		261		124	48	38
葛尾村	223		261		124	60	38
新地町	223		261		149	24	38
飯館村	223		261		124	22	38
上記以外の市町村の基準単収	223	157	261	276	124	48	38

(注)「上記以外の市町村の基準単収」は、「市町村名」の欄に記載のない市町村、「市町村名」の欄に市町村の記載はあるが、対象農産物の欄に基準単収の記載がない場合の基準単収である。